

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスが当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るための最重要課題と認識し、経営の効率性の向上を図り、健全性と透明性を確保することで株主を含めたすべてのステークホルダーの利益に合う経営を実現するコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

当社は、現状の外国人株主比率を勘案し、議決権電子行使プラットフォームは利用しておりませんが、今後プラットフォームの利用及び招集通知の英訳につきましては外国人株主比率30%をめどにその比率が増加すれば導入の検討をいたします。

なお、海外投資家に当社をより理解していただくために、英文アニュアルレポートを当社ホームページに掲載するとともに、議決権行使の利便性を高めるため、2002年よりインターネットによる議決権行使を採用しております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、現在、東京証券取引所の定める独立性判断基準に適合する独立社外取締役1名及び会社経営に豊富な経験を有する社外取締役を1名選任しております。弁護士である独立社外取締役は、豊富な経験と幅広い知見を活かし経営の透明性と遵法性の確保に寄与しております。今後は必要に応じてその役割・責務を果たす独立社外取締役候補者について、複数名の選任について検討してまいります。

【補充原則4-10-1】

当社は、2名の独立社外監査役を含む3名の監査役で構成される監査役会設置会社であり、取締役会は6名の取締役のうち独立社外取締役が1名、社外取締役が1名で構成されております。各独立役員及び社外役員は経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの重要な事項も含めてすべてにおいて積極的に審議に加わり、その機能の独立性・客観性と説明責任を十分に担保しております。このため任意の諮問委員会等を設置することはしておりません。

取締役・監査役候補者の選任については、取締役会で承認されたルールに則り、候補者の実績・経験・能力等を総合的に審議し、独立社外取締役を含む取締役会にて決定しております。

また、報酬の決定については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において取締役会で承認されたルールに基づき独立社外取締役を含んだ取締役会の承認を経て適切に決定されております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、政策保有株式について事業戦略の重要性等、当社の中長期的な企業価値向上に資するものであること、および株式保有先企業の企業価値向上に資すると判断された場合に限り、株式の政策保有を行います。また毎年、政策保有株式について、取引によるメリットを含めた経済合理性を検証し、その検証結果を取締役会において報告しております。

また、政策保有株式に係る議決権については、上記の政策保有の目的に合致しているか、保有対象企業の企業価値及び株主価値の維持・向上に繋がるかなどを個別に精査したうえで、賛否を判断いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

該当の取引は一切ございません。当社は、役員との間で取引が生じる場合は、事前に取締役会で取引の妥当性を審議するとともに、期末には、役員に関連当事者取引に係る報告を求める体制を整備しております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

企業年金の運用については、専門知識や経験豊富な運用機関に委託するとともに、議決権行使等も同機関に一任することにより企業年金の受益者と当社との間で利益相反が生じないようにしております。また、当該機関から定期的な運用報告を受け、資産概況や運用状況などの健全性、適正性などを検証、分析するほか、所管の人事部が必要に応じ経理部と連携して適宜モニタリングを行うようにしております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

当社は、法令に基づく適時開示に加えて決算発表・機関投資家及び個人投資家に対する説明会・株主総会後の株主懇談会などのあらゆる機会をとらえて主体的な情報発信を行っております。

(1) 当社は、「電機・電子の技術商社として、優れた商品を最新の技術とともに産業界のお客様にお届けすることを通じて社会の発展に貢献する」を企業理念に、創業100周年を迎える2021年3月期を最終年度とする6か年の中長期経営計画「C.C.J2200」を推進しております。計画期間の半分が経過し、いよいよ仕上げの段階に入りました。中長期経営計画の達成に向けて更に成長を加速させてまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役の報酬は、株主総会で承認された取締役報酬の限度内で算定しております。月額報酬については、取締役の職務内容と役位及び当社の状況等を勘案し定額報酬として相当額を定めております。また、取締役の賞与は、企業業績及び担当事業の業績等を勘案した業績連動報酬として取締役会で承認されたルールに基づいて取締役会で審議しその承認を得ております。なお、この内容は有価証券報告書において開示しております。

経営陣幹部の報酬は、取締役会で承認されたルールに基づき取締役会で審議し取締役の報酬に準じて決定しております。

(4) 取締役及び経営陣幹部候補者は、これまでの業績等を勘案しつつ当社の経営方針に沿って企業価値を最大限にしる者かどうかを総合的に

判断し、その能力を十分に発揮できる者を取締役会で承認されたルールに基づき、取締役会で1年毎に候補者の見直しをしております。監査役候補者は、豊富な経験・知識・知見を有し取締役を適切に監督できる者かどうかを総合的に判断し、その能力を十分に発揮できる者を取締役会で承認されたルールに基づき取締役会で審議し、監査役すべてに諮り候補者としております。

(5) 社外取締役及び社外監査役候補者の選任理由及びその他取締役・監査役の略歴、地位、担当等を株主総会招集通知及び有価証券報告書に掲載しております。

【補充原則4-1-1】

当社は、「取締役会規則」「経営執行会議規程」を定め「経営に係る決議事項」と「執行に係る決議事項」を社内規則で明確にしております。また、最も重視しているコンプライアンスにかかる事項については弁護士である独立社外取締役のチェックのもと、公認会計士・弁護士である社外監査役のアドバイスを受け対応しております。

その他の経営判断で各事業担当分野にかかるものについてはその権限の範囲を取締役会で定め、事業担当責任者に委嘱しております。また、経営執行会議の決議事項は、取締役会に報告され、追認される仕組みとしております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、現在、東京証券取引所の定める独立性判断基準に適合する独立社外取締役を2010年より1名選任しております。今後とも、会社経営に関し卓越した視点と見識を持つ者、あるいは他分野で専門知識を持つ者、さらに利益相反の生じるおそれのない者を独立社外取締役の候補者として複数名選定するよう努めてまいります。

【補充原則4-11-1】

取締役登用に際しては、各担当業務における卓越した知識・経験に加え、全社最適を第一に考える高度な経営管理能力及び強いリーダーシップを発揮できる者を候補者として選任いたしております。なお、招集通知においてその選任理由について開示しております。

【補充原則4-11-2】

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。社外取締役2名のうち1名が、社外監査役2名のうち1名が、当社以外の他の上場会社の社外取締役を兼任しておりますが、業務執行取締役全員は当社以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっております。

【補充原則4-11-3】

取締役会の実効性の維持・向上を図るため、社外取締役及び社外監査役に対し、取締役会が適切に機能しているかどうかの意見交換を適時行っております。今後はアンケート方式による自己評価を実施しその概要を開示してまいります。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役就任に際してその責務を果たすに必要な知識の習得・更新についての機会を設けております。また、その選任に際して、必要な知識の習得につながる導入研修プログラムを実施しております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

- ・経営の重要な事項の発表に際しては、IRの場を通じて可能な限りわかりやすく発表しております。
- ・株主との対話の窓口は、IR担当部門が担当しており、前向きに対話する体制をとっております。
- ・アナリストや機関投資家に対する決算説明会を年2回開催するとともに、アニュアルレポートの送付も行っております。また、個人投資家向け会社説明会も年数回開催しております。
- ・株主や機関投資家からの個別対話については、IR担当部門が窓口となり、必要に応じて代表取締役が対話する体制としております。
- ・2001年より株主総会の開催後、株主懇談会を開催しており、株主との忌憚のない意見交換を行っております。
- ・株主や投資家に当社の事業戦略や経営環境を理解いただくために、株主通信での説明、ホームページにおいてアニュアルレポートや決算説明会資料の掲載など情報開示の充実に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱電機株式会社	1,921,320	7.61
株式会社サンセイテクノス	1,478,400	5.86
KBL EPB S.A.107704	1,259,800	4.99
立花エレクトック従業員持株会	1,099,231	4.36
株式会社三菱UFJ銀行	1,082,392	4.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	821,800	3.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	818,500	3.24
株式会社きんでん	754,020	2.99
株式会社ノーリツ	742,560	2.94
佐竹 千草	491,330	1.95

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社の親会社及び上場子会社はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
生田 誠	他の会社の出身者													
辻川 正人	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
生田 誠			生田氏は三菱電機株式会社関西支社副支社長の職にあり、同社における豊富なビジネス経験・知識に基づく助言・提言が、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保につながるものと期待したものであります。 なお、三菱電機株式会社は当社の特定関係事業者に該当し、同氏は業務執行者であります。
辻川 正人			辻川正人氏は弁護士法人関西法律特許事務所の社員弁護士であり、その豊富な専門的知識・経験を活かした法律面からの助言・提言が、経営の透明性・遵法性の確保につながるものと期待したものであります。 また、独立役員への指定理由は、独立役員要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、「監査役監査基本計画書」に従い、議事録、稟議書、契約書、取引記録簿等の書類の査閲並びに関係者へのヒアリング、実地調査等の方法により監査を実施する上で、必要に応じて会計監査人に実地調査等監査への立会を求めるとともに、内部監査部門から業務監査の結果の報告を受けております。
また、期末監査終了後には、会計監査人と意見交換を行い、監査報告書を作成しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
大谷 康弘	公認会計士														
塩路 広海	弁護士														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大谷 康弘			大谷康弘氏は公認会計士であり、その豊富な専門知識・経験を活かした会社財務面からの助言・提言が、経営の透明性・遵法性の確保につながるものと期待したものであります。 また、独立役員への指定理由は、独立役員要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したものであります。

塩路 広海		塩路広海氏は弁護士であり、その豊富な専門知識・経験を活かした法律面からの助言・提言が、経営の透明性・遵法性の確保につながるものと期待したものであります。また、独立役員への指定理由は、独立役員要件を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したものであります。
-------	--	---

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員資格を満たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役の賞与は、企業業績及び担当事業の業績等を勘案した業績連動報酬として定めております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

	支給人員	報酬等の額
取締役(うち社外取締役)	5名(1名)	289百万円(7百万円)
監査役(うち社外監査役)	3名(2名)	24百万円(11百万円)
合計(うち社外役員)	8名(3名)	314百万円(18百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、取締役及び監査役に対する賞与支給額47百万円が含まれております。
3. 上記には、無報酬の社外取締役1名は含んでおりません。
4. 2018年3月末現在の取締役は6名(うち社外取締役2名)、監査役は3名(うち社外監査役2名)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内で算定しており、月額報酬については、取締役の職務内容と役位及び当社の状況等を勘案し定額報酬として、それぞれ相当額を定めております。また、取締役の賞与は、企業業績及び担当事業の業績等を勘案した業績連動報酬として定めております。

監査役の報酬等は、株主総会で承認された監査役報酬等の限度内で算定しており、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

独立した監査役事務局は設置していませんが、必要に応じて経營業務部が担当しております。社外役員への情報伝達につきましては、取締役会及び監査役会の招集通知に加えそれぞれの会議資料を事前に配布するとともに、社外役員の出席しない経営執行会議で承認された議案につきまして、その後開催される取締役会に報告しその承認を得ております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)コーポレート・ガバナンス体制

当社は、監査役制度を採用しております。現在の監査役制度は、監査体制の充実と監査機能の強化及び監査の実効性の向上を図っており、経営の監視機能が十分働いております。

(2)取締役会

取締役会は、社外取締役2名を含む6名で構成され、2017年度には、取締役会を12回開催いたしました。

取締役は、取締役会において法令及び取締役会規則に定められた事項や経営の基本方針を決定するとともに、社外取締役にはビジネス経験の豊かな有識者及び弁護士を招聘し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性及び経営の透明性・遵法性の確保を担保し、一段の監督機能を果たしております。

(3)経営執行会議

経営執行会議は、常勤の取締役4名を含む14名で構成され、2017年度には、経営執行会議を15回開催いたしました。

経営執行会議は、経営執行会議規程に則り、取締役会が決定した経営の基本方針に基づき、業務上重要な事項を決定いたしております。

(4)監査役・監査役会

監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成され、2017年度には、監査役会を6回開催いたしました。

社外監査役には、公認会計士及び弁護士を招聘し、それぞれ専門的な知識・経験に基づき、会社から独立した客観的・中立的な社外の観点での積極的な助言・提言がなされるなど監査体制の充実と監査機能の強化及び監査の実効性の向上を図っております。

独立役員には、社外監査役の2名を指定しております。

監査役は、監査役会の定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の「監査役監査基本計画書」に従い、取締役、監査室その他の使用人との意思疎通を図り、業務執行の報告を受け、議事録・稟議書・契約書・取引記録簿等の重要な書類の査閲等を行うとともに取締役会その他重要な会議に出席しております。

また、必要に応じて会計監査人に実地調査等監査への立会を求め、期末監査及び四半期レビューの終了後には、会計監査人と意見交換を行っております。

(4)会計監査人

会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任しております。

監査業務に係る指定有限責任社員 業務執行社員2名

監査業務に係る補助者 公認会計士4名及びその他13名

(5)内部監査

内部監査は、代表取締役社長直轄の独立した組織として監査室がその任務を担当しており、当社が定める「内部監査規程」に基づき業務運営及び財産管理の実態を調査するとともに監査役とも連携を図り、内部統制の向上に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用しております。

取締役6名のうち社外取締役には有識者及び弁護士を招聘し取締役会の監督機能を強化するとともに、社外監査役には公認会計士及び弁護士を招聘し内部統制システム等に基づく、取締役の職務の執行に対する監査機能を向上させております。

また、当社は、本業での業績向上を図ることが最重要課題の一つと認識し、執行役員制度を採用するとともに、事業年度毎の責任の明確化を図るため、取締役・執行役員の任期をそれぞれ1年といたしております。

従いまして、コーポレート・ガバナンスの観点からも現監査役制度は適切であり有効であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より5日前を目途に発送するとともに、発送前に当社ホームページに掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成14年6月開催の定時株主総会より採用しております。
その他	株主総会に引き続き株主懇談会を開催

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、誠実で透明性の高い経営を目指し、法令遵守はもとより、高い倫理観をもって企業活動を行うとともに、株主・投資家の皆様に対しタイムリーな情報提供に努めています。会社法・金融商品取引法等関係諸法令、証券取引所の定める適時開示規則に則って行うことなど、ディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページを通じて公開しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年7回程度開催	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算、第2四半期(中間)決算説明会を開催	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、株主通信、アニュアルレポート、データシートの掲載並びに決算説明会での発表内容を公開	
IRに関する部署(担当者)の設置	経營業務部にIR専任者を配置	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 当社が販売する製品の品質・環境(製品含有化学物質)管理体制等を運営推進する「品質・安全・環境管理室」を設置し、化学物質に関する顧客からの問合せ体制の整備や社内研修を実施するなど、顧客との適切なコミュニケーションができる体制を整えています。 国内全事業所及び国内子会社1社、香港・シンガポールの子会社においてISO14001の認証を取得しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報提供に係る広報業務の円滑かつ効率的運営を図ることを目的とする「広報取扱規程」を定め、会社がその経営活動を情報公開するために、株主、従業員、取引先等様々なステークホルダーに対し情報提供を行う事項や運用を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に則して業務を適正に遂行される体制を整備するためCSR推進担当の取締役を任命するとともに、担当する組織として管理本部にコンプライアンス室を設置する。同室はコンプライアンスの観点から業務が適正に遂行されるよう、経営の確実な実践を監督・支援する。
- (2) コンプライアンス室は、コンプライアンス規程に従い、当社企業グループの全使用人に対して社内通報制度のさらなる周知徹底を図る。
- (3) コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、コンプライアンス室長がCSR推進担当役員に報告し、同役員は速やかに社長及び監査役に報告する。また、コンプライアンス室が関係者と協議の上、迅速かつ的確な対応にあたる。
- (4) 反社会的勢力排除に向けた体制を整備し、反社会的勢力からの不当な要求には断固として拒否をする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程に基づきその重要性に応じて適切かつ確実な状態で保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を制定し、個々のリスクについて同規程に従ったリスク管理体制を構築する。推進にあたっては、CSR推進担当役員が管轄するコンプライアンス室と品質・安全・環境管理室がリスク管理体制を構築及び維持する。
- (2) 管理本部内に取引先の信用管理を担当する会計審査部、安全保障輸出管理関連業務の適正な遂行を管理する品質・安全・環境管理室を設置する。
- (3) 不測の事態が生じた場合には、CSR推進担当役員は社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめる体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は定例の取締役会を毎月1回定時に開催するほか必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役会規則により定められている決議事項を取締役に付議することを遵守する。また、執行役員で構成する経営執行会議については、毎月1回開催し、取締役会より委嘱された業務執行に関わる事項の審議決定を行い取締役会に報告しその承認を得るものとする。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。
- (3) 当社は子会社の自主独立運営を基本理念とし、経営の適正性、効率性を確保するため、関係会社管理規程により子会社の取締役が当社に対して報告・承認を取るべき事項を定めるとともに、定期的に業務の状況報告を実施する体制を整備するものとする。
- (4) 財務報告に係る内部統制の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、定期的に評価するなど有効性、効率性を高めるものとする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、第一に法令遵守を徹底し、子会社の自主独立運営を基本理念としつつ、関係会社管理規程及びその細則「親会社に対する報告・承認事項に関する細則」を定め、子会社の業務執行にかかる重要事項の決定に関しては当社の事前承認または報告を求める体制を整備する。
- (2) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するため、当社の諸規程に準じて、グループ各社は必要な諸規程を定めるものとする。
- (3) 社長に直属する組織として、内部業務を監査する監査室を設置し、当社企業グループ内の業務監査を実施する。監査の結果は社長、監査役並びに管理部門担当役員に報告する。
- (4) 子会社において財務報告等に重要な影響を与える事象が発生した場合、当社の経理部門に対し、速やかに「重要事項報告書」の提出を義務づけるものとする。また、四半期毎に重要事項発生の有無を報告する「重要事項チェックリスト」の提出を求めるものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。
- (2) 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の事前同意を得た上で決定する。なお、監査役補助業務を行う場合は、監査役の指揮命令のみに従うものとし、取締役からの指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令または定款に違反する行為が行われ又は行われようとしていることを発見したときは、直ちに監査役に報告するものとする。また、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることができる。
- (2) 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
 - ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・当社の子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況
 - ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ・社内通報制度の運用及び通報の内容
 - ・社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
- (3) 監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。

8. その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役社長、その他の取締役、会計監査人、顧問弁護士などと定期的に情報交換に努め、連携して当社及び企業集団内の監査の実効性を確保するものとする。
- (2) 監査役は、その職務の執行に必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部の専門家等を利用することができ、当該職務の執行について生ずる費用は当社が負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

基本的な対応方針は、「社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当な要求には断固として拒否するとともに一切の関係を排除します」としています。

当社は、地区の企業防衛協議会に参加し、警察との相互理解と協力により、企業に対するあらゆる暴力を予防かつ排除し、企業と社会の調和に寄与することを目的として定期的に情報交換、連絡、互助活動を実施しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の企業価値ひいては株主様共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社に最も適した買収防衛策として、大規模買付行為がなされた場合の対応方針に関する「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を策定しております。その内容は、当社ホームページ「<http://www.tachibana.co.jp/>」「投資家の皆様へ」「買収防衛策に関するお知らせ」に掲載しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、会社の経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織並びに各部門のリスク管理状況を的確に把握するために、CSR推進担当の取締役を任命しコーポレート・ガバナンスが最適の状態で機能できるよう、必要に応じてその都度体制の見直しを行ってまいります。

